

令和 7 年 2 月 26 日

第 3 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午前10時開会

○人権・男女共同参画課長 定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○生活文化政策部長 皆様、こんにちは。お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

昨日、今日と幾分か暖かくなってきて、今週は大分暖かい日が続いて、日曜日は20度の予報も出ているということですが、寒い日もだんだん少なくなってくるかと思っています。

皆様方には、日頃より区の男女共同参画、また多文化共生をはじめとして、様々な場面で御理解と御協力を賜り、この場を借りてまずは御礼を申し上げます。

区の動きですけれども、ただいま区議会の第1回定例会が始まったところでございます。先週は、3日間、代表質問、一般質問があったわけですが、今日、後ほど御説明しますけれども、犯罪被害者条例に関する事とか、それから女性支援に関する事、女性支援の中でも具体的に女性起業家に関する支援の事、外国人住民の方に関しましてクロッシングとの連携の事、あるいは子どもの教育、教育委員会のほうに対しまして、子どもの国際理解を進めるためにも、もっと国際交流を進めていったらどうかというような御質問、あるいはこの条例の中にもございますけれども、苦情処理委員会に関する事などなど、たくさんの御質問をいただいております。いずれもお叱りを受けたというよりは、大変期待しているので、どんどんやってほしいというふうに受け止めて御答弁を申し上げます。

今日、これから犯罪被害者条例、一度骨子でお示ししていたかと思いますが、いよいよ条例案まで出来上がってきていますので、具体的な部分について御説明申し上げます。また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する方針等についても、区議会のほうに御報告しながら、その進捗を含めて今日、御説明、御報告をさせていただこうかと思っています。

委員の皆様には、毎回お願いしてはいますが、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っています。

最後になりますけれども、ちょうどこの裏手にある羽根木公園、今、梅が最高の見頃になってございますので、ぜひお帰りにお立ち寄りいただければと思います。週末は大変混雑いたしますので、よろしければちょっと見ていただけたらなと思います。中に多分この時期だけの梅大福等も売っているかと思いますが、そんなものも楽しんでいただけたらなと思います。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○人権・男女共同参画課長　ありがとうございました。

それでは、毎回お話しさせていただいておりますけれども、会議開催に際しまして、3点お知らせがございます。まず、この審議会は傍聴を認めておりまして、公開で行います。本日は5名の傍聴の方がいらっしゃっております。2点目、こちらの審議会での議事につきましては、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開しております。そのため、速記業者が入っております、録音をしております。3点目、また、内部の記録用として写真を撮影させていただくことがございます。以上3点につきまして、どうぞ御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日は、お二人の欠席、それから1名オンラインでの御出席をさせていただいております。ということで、お二人の欠席ということで、委員は13名御出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

次に、議事に入る前に、お配りしました資料の確認を簡単にさせていただきます。机の上の資料を御確認いただけますでしょうか。まず、1枚目が次第、資料1、世田谷区犯罪被害者等支援条例案運用方針案及び支援策について、また資料2、こちらもちょうど分厚いですが、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）案、資料3-1、「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の集計結果（速報）について、資料3-2、世田谷区男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書《概要版》、こちらはできたばかりのところでございます。資料4-1、令和6年度第二次多文化共生プラン取組み状況について、資料4-2、世田谷区内在住外国人の状況について、資料5、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる実施状況、それから資料6としまして、人権・男女共同参画にかかる来年度、令和7年度の重点事業の御紹介、パートナーシップ10周年記念イベントほかが入っております。また、あとは適宜机上に条例ですとか施行規則、解説等、冊子を置かせていただいておりますので、御参照いただければと思います。恐らく資料は大丈夫かと思っておりますので、進めさせていただきます。

す。

それでは、次第の２、議事に入ります。こちらからは会長に進行をお願いいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 皆様、おはようございます。朝早くからというと、私は横浜なので早かったのですが、朝の時間もよいものだと思っております。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

それでは、次第に従いまして、第２の議事に入って進めていきたいと思えます。本日は報告事項だけでございますので、皆様から御質問、御意見を伺うという形になります。

まず、報告事項(1)に入らせていただきます。(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例案、運用方針案及び支援策案についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 人権・男女共同参画課の犯罪被害者等支援担当係長をやっております。

私から資料１（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例案、運用方針案及び支援策について、着座にて報告させていただきます。

資料１です。右上、令和７年２月４日となっておりますが、これは、この日に開催されました区議会区民生活常任委員会で報告させていただき、そのときの資料をそのまま今回の資料とさせていただきます。

本件に関しましては、昨年の６月４日に開催しました第１回審議会で条例骨子を報告して以来の報告となっております。

資料１の１ページ、右上にページがございますが、１ページを御覧ください。

２、これまでの経緯です。第１回審議会で条例骨子を報告した後、６月には犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会や支援機関へのアンケートを踏まえ、条例素案を策定しました。９月には、区議会で条例素案を報告しました。その後、条例素案のパブリックコメント、１０月には庁内意見募集、１２月には、烏山区民会館ホールで犯罪被害者等支援条例のシンポジウムを経て、条例素案を条例案へブラッシュアップしたところでございます。今回報告しますのは、条例案ということになります。

資料４ページを御覧ください。４ページにつきましてはパブリックコメントの結果となっております。意見は８名の方から計２６件、様々な御意見をいただきました。意見の概要につきましては、５ページから７ページとなっておりますが、時間の関係もございしますので、細かい報告は割愛させていただきますが、後ほど御確認いただければと思います。

続けて、8ページから新旧対照表になっておりますが、この新旧対照表は条例素案から条例案への新旧対照表となっておりますので、今回の説明は省略させていただきます。

続きまして19ページです。19ページは今回御報告する支援条例の概要となっております。前回報告しました条例骨子からの変更点と併せて、この場で報告させていただきます。

まず、概要の一番上の囲みです。条例の前文と言われています。これは条例骨子のときにはありませんでしたが、条例のリード文的な意味合いで記載させていただきました。簡単に御紹介しますと、区は犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者に対して優しい地域社会を構築することを目指し、この条例を制定するということで前文を書かせていただいております。

この前文の下には、第1条、目的、それから第3条、基本理念を書かせていただいております。

左側の列に移りまして、第5条としては区民等の役割、それから第6条としては事業者の役割、一番下に第7条として学校等の役割というのがございます。御報告させていただいた条例骨子の段階では、この学校等の役割というのはございませんでした。その後、議論を経ていく中で、犯罪被害者等支援における学校の役割というのは非常に重要だということもありまして、条項として追加させていただいたところです。

概要の真ん中の欄です。第4条として区の責務を書かせていただきました。それから、その下、第8条として相談窓口、相談窓口自体は条例に先立って令和3年6月から相談窓口を開設しておりましたが、設置の根拠がなかったものですから、改めて条例で相談窓口を位置づけました。第10条で人材の育成についても記載しました。このあたりは条例骨子の段階でもあったところがございます。条例第9条では、犯罪被害者等への支援ということで、矢印で右に区が実施する支援策という吹き出しがございますが、経済的負担の軽減など具体的な支援を条例で位置づけたことになります。第11条では関係機関の連携を記載し、第12条では理解促進を定めたところがございます。それから、第14条では、第8条から第12条までの規定をより具体化するため、運用方針を策定することにしております。

最後になりますが、この概要版には記載しておりませんが、条例骨子にはなかった意見の反映ということで、区が実施する犯罪被害者等支援に関して、当事者の方や区民の意見を反映するように努めることを定めた第15条を追記してございます。

続きまして、20ページ、運用方針の概要です。前回報告から大きく変わった部分を中心

に報告します。

まず、左の囲みです。3、早期回復・生活再建に向けた支援策です。最初に経済的支援です。前回報告した際は、遺族支援金という名称としておりましたが、今回、遺族弔慰金と名称を変えております。これは東京都にも同じような給付金制度がございまして、全く同種の内容ですと、東京都との併給ができないということもあり、若干東京都と調整した上で名称を変更して、東京都の併給を可能としました。

続きまして、性犯罪被害者支援金ですが、前は性犯罪被害支援金ということでしたが、「者」というものを改めて追記させていただいたところです。

次に、その他の支援としまして、性犯罪被害者への緊急的な支援としておりますが、前回、条例骨子の段階では性犯罪被害者への支援としていました。その後、様々な議論を重ね、性犯罪被害者への支援というのは、まずは緊急的な支援として、例えば緊急避妊薬ですとか診断書、これらの費用助成を行えるよう、現在も医師会等々と調整しているところでございます。

続きまして、その下の囲みに、7、支援制度運用委員会の設置というのがございます。前回報告時は運用審査委員会としておりましたが、今回、名称を改めて支援制度運用委員会ということで名称を変えさせていただいております。

運用方針に関わる報告は以上になります。

資料21ページからは、条例案がそのまま全条文載っております。

25ページからは、運用方針として資料をつけさせておりましたが、このあたりについては後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、28ページです。28ページは、犯罪被害者等支援支援策一覧（案）となっておりますが、これは6月の審議会のときには全く報告していない事項になりますので、改めて丁寧に報告させていただきたいと思います。

28ページは給付金の関係が4つございます。No. 1、遺族弔慰金です。これは犯罪被害により死亡してしまった場合、遺族に対して30万円を支給するというものです。

No. 2、遺族子育て支援金です。犯罪等により死亡してしまった方に18歳以下のお子さんがいらっしゃる場合は、その人数に乗じて30万円ずつ支給をするものでございます。

No. 3、重傷病支援金です。犯罪により1か月以上の療養を要する重傷を負ってしまった場合に10万円を支給します。

No. 4、性犯罪被害者支援金です。性犯罪の被害に遭った区民の方に対して10万円を支

給するものでございます。

続きまして、29ページです。29ページからは生活関連の支援になります。

No. 5 につきましては配食サービスということで、犯罪被害によって身体的や精神的に食事を作ることが困難となった場合に、区が委託する弁当事業者が毎日、昼食、夕食の2食の弁当を配達するというものです。

No. 6、食事費用助成ですが、やはりこれも食事を作ることが困難な状況で、例えばウーバーイーツなどのフードデリバリーを利用した場合など、1食当たり1000円を助成するものでございます。

No. 7 は家事・介護等費用助成です。これは、家事や介護を行うことが困難となった場合に、家事代行サービスなどを利用した場合、1時間当たり5000円を補助するものでございます。

No. 8 は一時保育・預かり費用助成です。警察署や裁判所、病院などに行く場合に、未就学児童を一時的に預ける際の費用について、1時間当たり3000円を助成するものでございます。

No. 9 は宿泊費用助成です。犯罪の被害によって、これまでの住居に一時的に住めなくなった場合、1泊1万円を限度に6泊まで助成します。

No. 10は、これまでの住居に住むことが困難となってしまう、引っ越すことを余儀なくされた方に、転居費用助成として上限25万円を2回まで助成するというものです。

続きまして、30ページです。No. 11、移動費用助成です。犯罪の被害によって重傷病や精神的なショックで歩行が困難となった場合や、あとはメディアスクラムによって家が囲まれてしまったといったような場合に、通常の外出が困難となってしまった場合でタクシーなどを利用した場合に、上限3万5000円を助成するものです。

No. 12、就労準備費用助成です。犯罪の被害により就職しなければならなくなってしまう場合、就労に必要な資格ですとか書籍代に係る費用について上限10万円を助成するものでございます。

No. 13は就学費用助成です。犯罪の被害によって通学が困難となってしまう、家庭教師ですとか通信教育を利用した場合に上限30万円まで助成するものです。

No. 14は弁護士相談費用です。弁護士に相談した際の相談費用について、1回1万1000円を3回まで助成するものです。

続きまして、No. 15はカウンセリング費用助成です。保険診療によるカウンセリング以

外でカウンセリングを利用した場合、１回１万円を12回まで助成するものです。

No. 16、性犯罪被害者支援費用助成です。性犯罪に遭ってしまって、医療機関へ行った際の診察料、診断書代、性感染症検査代、それから緊急避妊薬代、これらを助成するものでございます。

No. 17は、ごみの訪問収集です。犯罪被害によってメディアスクラム等でごみを集積所まで出せないといったような場合に、清掃事務所の職員が玄関口までごみ資源を取りに行くというものです。

No. 18ではアウトリーチ型面談、No. 19では同行支援を記載しております。

これまで18の支援策を報告させていただきましたが、No. 16の性犯罪被害者支援費用助成とNo. 18、19以外は、全て警察署への被害届が提出されていることで支援を受けられるという前提条件がつきます。被害届の有無につきましては、当課より管轄の警察署へ照会することで、警視庁、警察署とも調整が済んでおり、例えば区民が区外で犯罪に遭ったとしても、区外警察署においても同様の対応は取れるということで確認が取れております。また、この支援を受けるためには、相談員の面談を必須としておりまして、例えば電子申請とか郵送で申請書が届いて利用できるというものではないということです。

さらに、この支援に当たっての詳細な要件ですとか条件、こういったあたりは要綱で定める予定となっております。

資料１の２ページにお戻りください。２ページ、７です。犯罪被害者等支援に係る概算経費ということで、予算につきましては記載の経費を予算計上しています。なお、議会の予算審議は３月下旬となっております。

８、その他として相談体制について記載しております。来年度から現在２名の相談員を３名にする予定です。今後、議会の審議を経て条例自体は４月施行の予定となっております。

今回、資料はありませんが、本支援条例のほか、犯罪被害者等支援等基金条例も併せて策定しまして、犯罪被害者等支援に対する寄附も受けられるよう基金を設置します。

最後になりますが、資料６を御覧ください。先ほど冒頭で人権・男女共同参画課長からも御説明がありましたが、人権・男女共同参画課の重点事業ということで幾つか事業を載せてございます。

犯罪被害者支援に関しましては、１ページ、２ページに記載がございまして、１ページには事業の目的、それから事業内容を書かせていただきました。予算額2505万円となっております。

おりまして、先ほど支援に係る経費として資料1の2ページで約872万8000円と報告させていただきましたが、この2500万円というのは、犯罪被害者等支援の総経費であり、相談員の人件費ですとか普及啓発費用も合わせると、この金額になるということです。

続きまして、資料6の2ページです。2ページにつきましては、先ほど御紹介、御報告させていただいた支援策の一覧を見やすくまとめたものでございます。

私からの報告は以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたが、この御説明についての御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

少し御説明の中にもありましたけれども、どのような方が、こういった相談があるよという情報を受けられるのかとか、警察への届出、一定のもの以外は警察にその犯罪のあった事実がちゃんと伝わっていれば、これを受けられる状況にはなるのですね。もしそういう方が、例えば殺人事件で殺されてしまうというのが最近よくありますね。家で、その家族になってしまったみたいの方がいらしたら、被害者の家族の方が言わなくても、こういう制度もありますからみたいな説明もあるような形なのでしょうか。すみません、先に聞いてしまいましたけれども、その辺、いかがなのでしょう。

○事務局 このあたりは、相談窓口の周知ですとか支援策の周知というのは、これからリーフレット、パンフレットを使って広く普及啓発しますし、近隣の警察署も含めて今後連携をして、被害に遭われた方が困らないようにしたいと思っています。

○会長 どうもありがとうございます。こういう制度があっても、全然知らなくて、何も知らないまま過ぎてしまって、後でこんな制度があったのだ、だったら、あのときに困らなかったのにみたいなことにならないような周知をお願いしたいと思いますが、そういうことも含めまして、ここはどうなっているのだろう等の御質問とか、あるいは説明をもう少ししてください等の御意見とか、あるいは御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 御説明どうもありがとうございました。いろいろな経済的な支援も含めて整ったというのはすごくいいことだなと思って聞いたのですが、これだけたくさんの支援がある中で、これを被害に遭った人が自分で何が必要で、どう申請するのかというのはすごく大変かと思うのです。このコーディネートというのは、自分で選んで申請というのはかなり厳しいと思うのですけれども、どなたがどんな形でするのですか。

○事務局 相談員が4月以降3名になる予定ですが、この相談員が面談ですとかヒアリングを重ねて、お困り事を整理して課題解決まで全てコーディネートして、必要であれば病院、裁判所、警察署へ同行していく、それから代弁等々もやっていくということで、相談員がコーディネートしていくことになります。

○会長 いかがでしょうか、よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。高齢者のケアマネみたいな感じで、全部コーディネートしてくれるというイメージですかね。

○事務局 はい。

○委員 ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どなたでも結構ですけれども、幾つか除外で警察に届けなくてもつながるようなもの、18と16とか、後ろのほうにありましたが、どういう理由でということをお教えいただけますか。

○事務局 性犯罪被害に関しては、警察への被害届の有無は問わないとしています。

○会長 それは相談があればということになるのですかね。相談してくださった方が、たとえ警察に届出なくても、相談を受けた段階で、こういった制度の利用が開かれると思ってよろしいのですか。

○事務局 性犯罪被害の支援は、警視庁も東京都もやっていますが、いずれも被害届の有無というのは問わないと聞いています。

○人権・男女共同参画課長 補足で、性犯罪被害者支援の今お話があったのは、緊急的な支援の部分のみ被害届の有無を問わないというところで、前半にありました性犯罪被害の給付金は被害届の受理がされていることを条件とさせていただいております。補足でした。

○会長 どうもありがとうございました。今の点、よろしいですか。そういうふうなつくりになっているようです。そうしましたら、関連のことであれば、先にどちらか、関連ですか。

○委員 はい。関連です。

○会長 では、どうぞ先にお手をお挙げになったので、お願いいたします。

○委員 ただいまのお話では、警察に対する被害届の有無にかかわらずということになっておりますけれどもどのレベルで、このスキームの対象にするのでしょうか。

○会長 そうした判断は、どこで誰がなさるのかということですね。

○事務局 性犯罪の緊急的な支援で大丈夫ですね。

○委員 はい。

○事務局 これに関しては相談があったら、基本的には相談員と一緒に医療機関に行くということにしております。その他のスキーム、細かいところは調整中なのですが、今考えているところは、相談員と一緒に医療機関に行くという部分が前提条件になるかと思います。

○委員 同様の対応ということになりますか。

○事務局 ほかの犯罪ですか。

○委員 はい。例えば交通事故とか、いろいろあると思うのですけれども。

○事務局 その他の犯罪について……。

○委員 あくまでも性被害だけということではないですね。

○事務局 この支援を受けられるのが、先ほど給付金の関係、生活支援も含めて被害届が提出されていることというのが前提になりますが、その他重傷病、例えば犯罪被害だったら1か月以上の重傷病を負ったものが対象となりますし、交通事故だったら3か月以上の重傷といったものが対象になったり、細かい部分のお話、今日は載せていないのですが、細かい規定というのは当然ございます。

○委員 今のお話で、警察への被害届が前提になるということですね。そうすると、25ページの2番目にあります「警察署への被害届の有無に関わらず」、これとはどういう関係になりましょうか。

○事務局 これは区で今も設置している相談窓口については、被害届が出されようが出されまいが、これから出そうが、それにかかわらず、犯罪被害を受けたという方は、どなたでも相談できるという意味合いです。

○委員 前段階でも、ということですか。

○事務局 前段階でも相談は全て受け付けます。

○会長 よろしいでしょうか。相談のほうは、届出しているかどうかにかかわらず、全て受け入れて、そして、その後の様々な支援制度については、緊急避難的な性犯罪被害の場合は届出を必ずしも必要としないというつくりが日本では一般的だそうですから、それについては例外として、ほかのものは制度、警察への届出というのを前提として制度が動くというようなことでよろしいですか。私の認識は合っていますか。

そうしましたら、御質問をお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

質問ですけれども、外国籍の方の場合ですけれども、区民であればそのまま受けられるのか、それとも滞在期間だったりとか在留資格に関係するところがあるのかということですか。よろしくお願いします。

○事務局 各支援の条件は、やはり世田谷区民であることというのが条件になっております。

○会長 区民が条件だそうです。

ほかにはいかがでしょうか。御意見でも結構です。今のことに関して、区民だけで良いのかみたいな御意見もあったら、それでも結構です。いかがでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございます。

第7条の学校等の役割のところについて、啓発活動や2次被害防止というさい、こうした啓発活動等は誰が行うのかなど具体的なイメージが少しつかみにくかったため、御説明いただければ幸いです。

○事務局 学校等の役割を書かせていただきまして、やはり学校内で加害者、被害者が存在するというような場合もございますし、いろいろなケースがあるかと思います。2次被害防止というのは、もちろん学校の先生も生徒も保護者も全て対象にしております。今後、予算上、計上していますけれども、子ども向けのリーフレットを作る予定でございます。こういったことで教育委員会の協力も得て普及啓発していければと思っています。

○委員 ありがとうございます。難しい問題が発生することもありましたので、専門的な方が啓発活動に関わるなどしていただければと思いました。

現状ではおそらく相談員の方が関わるかと思われます。相談員の方を増員する予定と書かれていらっしゃいますが、仕事の分担なども合わせて考えていただき、運用を検討いただければと思いました。ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。運用についての十分な区の配慮ということについての御意見もいただいたと受け止めさせていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○委員 すみません、今の学校の支援について関連するのですが、例えば子どもたちの学校が区外の場合とか私立の場合というのは、どのような連携がされる予定ですか。

○事務局 区内の私立であれば、公立、私立関係なく、これから作成する予定のリーフレ

ット、パンフレット等々を使って普及啓発もやっていきますし、あとは要望があれば、こちらから出向いて行って出前授業みたいなことも考えております。区外につきましては、どこまでできるかというのは今後の検討になるかと思います。

○委員 相談員の方が具体的に予防というか、発生したときの支援ですとかは恐らく連携が必要だと思いますので、ぜひ区外に通っている方たちもサポートできればと思います。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。東京ですと、他の区にあるような私立等に通っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思いますので、区民でいらっしゃるの、ぜひ区外の学校に通っているからということではなく、様々な支援の制度が使えるものになるべく増やしていただければと思います。

あとはいかがでしょうか。大変重要な支援というか、制度が一つ、少しよくなったというかな、犯罪被害者については本当に不十分な支援しかなかったということで、かなり問題になっておりましたが、このような形でまとまりつつあるという御報告を伺いました。これは今後また、ちゃんと成案になって区議会を通るのですか。

○事務局 はい、そうです。そういうことになります。

○会長 そうやって実施というふうになるということでございます。

よろしければ、そうしましたら、次の報告に移らせていただきますが、よろしいですか。

次に、報告事項(2)に進ませていただきます。報告事項(2)は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針についてでございます。このことについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 人権男女・共同参画課担当係長です。どうぞよろしくお願いいたします。

本件につきましては、こちらの資料、先ほどの犯罪被害と同様、2月の常任委員会で報告させていただいた内容の資料でございます。こちらに基づいて報告させていただきます。

本件につきましては、今年度、本審議会の6月、10月で検討状況について既に報告をさせていただいております。このたび、基本的な方針の案を取りまとめましたので、報告させていただきます。資料2の右上のページ数で説明をいたします。まず、かがみ文をもって御説明し、別添の方針案につきましてはポイントのみお伝えいたします。

まず、1、主旨でございます。令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関す

る法律が施行されました。これまで女性への様々な保護支援は、昭和31年制定の旧売春防止法で婦人保護事業に基づいてなされていましたが、女性の人権、福祉の増進という視点で66年ぶりに刷新され、新たな法律として制定されました。この新法では、あらゆる女性が意思を尊重されながら、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としております。

区では、この法律施行に伴い、令和6年5月に学識経験者を交えた庁内横断的な関係所管の委員から構成する困難な問題を抱える女性への新あり方検討会を設置し、検討を行ってまいりました。検討会のメンバーについては、64ページに記載のとおりであります。こちらは座長を先生にお願いして、やってまいりました。

第3回の検討会から、女性相談支援員を配置する総合支所、実際に支援を行っている子ども家庭支援課が事務局に加わり、また若年女性の居場所を検討する中で子ども・若者部が加わりました。

2、これまでの主な経緯は記載のとおりでございます。

2ページにお進みください。3、あり方検討会での主な意見です。性的な被害に遭遇しやすい状況など、女性特有の困難さがあることについて、男女ともに知ることの重要性や女性の抱える複合的な問題があることなどから、関係各課が一緒に検討することの意義、今後、連携した支援を行うことが重要であることを検討会で確認しております。

4、基本的な方針における今後の取組みについてです。

(1)基本的な考え方に基づき、3ページに進んでいただきまして、(2)全庁的推進体制の構築の部分の説明をさせていただきます。

こちらの全庁的推進体制を実施するために、この法律に定められた支援調整会議を新たに設置し、庁内関係所管及び関係機関、民間団体等との連携を強化するほか、女性相談支援員の人材育成に取り組めます。

4ページにお進みください。課題別の新たな取組みとしましては、まず、支援につながりやすい層を若年女性、40～50代の中年の単身層などへの早期支援について、全ての総合支所の窓口で女性相談窓口のサインを設置し、SNS等での発信を図るなど、女性相談窓口の周知の改善による周知をしてまいります。また、身近な居場所等の創出に取り組んでまいります。

女性性に起因する女性の困難性さへの対応では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知の啓発等を実施してまいります。また、民間団体等との協働した支援には、新たに設

置する支援調整会議等を通じた連携のほか、民間団体との協働方法について、引き続き検討を進めてまいります。

5、こちらが本体でございます。基本的な方針が別添されております。こちらの内容については、めくっていただいて目次を使って説明させていただきます。

8ページを御覧ください。最初に、女性特有の困難さについて記載しました。ここでは、女性特有の困難さについて説明しています。それは男性にも困難な状況があるのに、今なぜ女性への支援なのかという点は、あり方検討会でも度々質問が上がりました。まず最初に、その件について記載してございます。

続いて、1、基本的な方針の背景は、法制定の経緯や国の基本方針に基づく国、都、区の役割を記載しました。

次に、2、支援の現状と課題です。ここでは、国の基本方針で支援の中核機関としている女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員についての現状と課題を記載しています。このうち、区の役割である女性相談支援員については、これまでも各総合支所に配置し、支援を実施してまいりました。後ほど御覧いただきたいのですが、18ページに、どのぐらいの女性相談を今までやってきたかというのを書いてございますが、令和5年度の女性相談の受付人数は総計1284人で増加傾向にあります。また、来所による相談のうち、約7割を占めるのがDVや子ども、親等からの暴力となっております。

また、19ページにお示ししましたが、女性相談支援以外にも、区のほかの窓口相談に訪れた18歳以上30歳未満の若年女性の背景課題を見てみますと、約半数のケースが過去に親からの虐待を受けていました。

24ページには、区立の男女共同参画センター「らぶらす」における女性相談について記載してございます。

28ページ、庁内関係所管の支援の現状と課題では、国の基本方針において求められる支援の内容別に各課の事業や取組や現状を記載しています。現状でも、国の求めている支援項目の内容については網羅している状況を確認できました。このほか困難な問題を抱える女性への支援の現状をお伝えするため、検討会、各課からの事例やコラムを記載してございます。

先ほど、すみません、私、説明を誤りましたので、戻らせていただいて、19ページの「区へ相談に訪れた」のこの「区」というのは女性相談支援窓口のことでございます。失礼いたしました。

3に戻らせていただきます。3、今後の取組みについては、先ほどかがみ文で御説明した内容の詳細を記載しています。

最後に、4で主な相談窓口と資料を掲載してございます。

6は、4ページにお戻りいただいて、かがみ文で御説明いたします。今後のスケジュールでございます。

3月に困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的方針を策定、4月から方針に基づく取組を実施してまいります。令和7年4月から2か年間は、こちらの基本的な方針に基づく支援に取組み、課題別の新たな取組みや残された課題について検討を継続します。令和9年3月末策定の第三次男女共同参画プランの中で改めて整理し、基本計画として策定し、男女プランの中に内包して推進してまいります。

また、先ほど御案内させていただいた重点事業、こちら重点事業に位置づけてございますので、そちらの資料、資料6をお出してください。資料6の困難な問題を抱えた女性への支援を御覧ください。

予算額としては2069万円を計上してございます。こちらは全庁的な推進体制の構築と、今まで相談につながりにくかった層への支援を重点的に事業化してございます。このうち、若年女性が安心して過ごせる居場所の設置補助を行うというところに2000万円の予算が組まれてございます。こちらについては子ども・若者部を中心に設置の予定でございます。

報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。それでは、先生、お願いします。

○委員 今回の方針策定に当たって、委員会の構成を見てみたんですが、多分文化・国際課は入っていなかったようなんですけれども、この方針の策定に当たって、文化・国際課として何か意見を出す機会があったのかどうか、それから、文化・国際課として、この方針の中で外国人住民、あるいは多文化共生の視点は取り入れられているというふうに見ているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。どなたにお聞きすればよろしいでしょうか。

○人権・男女共同参画課長

こちらの構成メンバーに文化・国際課長が入っていないけれども、情報共有等は同じ部

内でございますので、そのように常にさせていただいたところでございます。外国人女性のところにつきましても、この間、区議会からも御質問もあったりする中で、文化・国際課にも情報共有、御相談させていただきながら、要素を取り入れ文章として入っているところでございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。先生、お願いします。

○委員 事務局としては、そういった外国人女性の観点や多文化共生の観点は反映されていると捉えていらっしゃるでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律でも、対象については国籍を問わず支援の対象ということで、入ってございますので、現在行っている外国人への支援と同じような形で考えて、かつ女性というところも加味しながら反映していると考えております。事務局としては、そのように捉えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 では、具体的にお尋ねしたいのですけれども、よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 33ページ、右肩だと39ページですが、そこで外国人への言及があって、「女性支援の対象が、子どものいない単身者や日本語を母語としていない外国人の方が、対象であることが伝わるような周知の方法が必要です。」と記載されているのですが、これはどのような方法を想定されているのでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 こちらにつきましては、既に区には外国人相談という係で対応してございますし、ほかの庁内窓口にも、いらっしゃる場合には多言語対応のタブレットを文化・国際課からお貸りして対応したりということをしておりますので、そういったところに対応できるかなというところでございます。あとは男女共同参画センターらぷらすでは、今までそういった外国人女性の対応というのを殊さらPRはしてはいなかったのですけれども、今後、そういった方も窓口で対応できますよということも、今後はホームページ等で周知していくというような対応をする予定でございます。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

ごめんなさい、最後にもう1つだけ。43ページで、右肩だと49ページがついているのですけれども、そこに支援体制のイメージ図があります。この図の中で右下に庁内関係各課

が入っているのですが、ここには文化・国際課は入らないのでしょうか。

○会長 具体的には43ページ、49ページ。

○委員 右肩だと49ページですか。

○会長 一番上の文章ですかね。「女性特有の悩みをキャッチした場合は」というところ。

○委員 困難女性支援にかかる支援体制イメージ図というカラーの図があると思います。

○人権・男女共同参画課長 ここは、庁内関係各課というところは特に組織名で書いておりませんで、ふわっと書いておりますので、特に取り立てて文化・国際課と書くところではないという認識でイメージ図を書いておりました。文化・国際課は同じ生活文化政策部内ですので、情報共有しながら一緒に取り組んでいくものと人権・男女共同参画課では考えております。

○会長 いかがですか。先生、よろしいですか。

○委員 はい。私からの質問は以上です。

○会長 ほかの方、今のことに関連していかがでしょうか。もうちょっと聞いてみたいとか、ここのところはもう少し分からないとか、そういう法律ができて、外国籍の方も相談できますよというのは、多言語でも周知していただけるのでしょうか。そこが結構大きいのですね。相談に行った方に対応してくれるだけではなくて、まず行こうと思いませんので、行けるということをちゃんと周知していただかないと、行かない方が多いのではないかと思いますから、国籍を問わず相談に乗りますよということをぜひ周知していただくような体制をつくるということと、区の中の各関係部局に外国籍の方でもちゃんと使えるのだよと、どういう方が対象になっているのかということについて、国籍を問わずということも含めて、ほかのことも含めて十分なそれぞれのところでの周知徹底は必要になるのかと思います。勝手に言いましたが、それに関連していかがでしょうか。お願いいたします。

○委員 関連していなくて、恐縮でございます。すみません。

18ページ、右上のページ数24ページで「らぷらす」に関する女性相談の現状として、LINE相談を開始したことで10から30代の相談が増加しているという情報が記載されました。一方で、右上の52ページでは、居場所づくりという観点で、居場所や住まいの創出について記載いただいておりますが、ここでは、中年層単身女性の支援としてらぷらすにおいて様々な事業を実施されているような記載があると思います。これら2つを合わせて

見たときに、らぷらすでの相談が多い10代などの層に対しても、らぷらすにおける居場所づくりの事業があるといいのではと思いましたが、らぷらすでの支援の詳細、特に若年層、10代から30代の相談が増えている層に対しての支援の内容を教えてくださいたいと思います。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。

らぷらすに関する若年女性支援については、ちょっと戻っていただきまして、51ページの②女性性に起因する女性の困難さへの支援というところにフォーカスを合わせて、らぷらすにおいて事業を実施する予定でございます。こちらは1つ目の丸ポチの中で「予期せぬ妊娠や性暴力など、女性性に起因する女性の困難さについて、思春期の頃から知識を持つことは大変重要です。」と、ここでリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての知識が必要な層に届くよう、男女共同参画センターらぷらすにおいて、若年女性向け、リプロなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所につないでいきますというところで実施の予定でございます。今年度、先立って3月にもう2回、これに関しての講座を予定してございます。それについては館長から御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局 。御質問ありがとうございます。

らぷらすでは、今年度、10代、20代の若年女性に対する何らかの支援が必要だということで予定を立てておりました。そこで、ちょっと遅くなってしまったのですが、3月に2回、若年女性を対象にした講座を実施いたします。そこでは、講師からの講義、あとは講師への質疑応答で進めます。テーマとしましては、1回目がPMSについて、生理のことです。2回目が世の中のジェンダー格差について、働けない自分たちとか、自分が悪いと自己肯定感が下がっていますので、社会の現状を知っていただくところを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

○会長 いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

では、お願いいたします。

○委員 困難を抱えた若年女性の中で、なかなか相談支援につながらない層の人たちをどうつなげるのかというのが一つの大きな課題かと思っていますし、言われています。そういった方々の背景の中に、トラウマ性の虐待とか性暴力被害の問題だけではなくて、多分発達特性であったりだとか、それから知的障害の診断を受けていないけれども、ちょっと

上の層の境界知能と言われている人たち、そういった問題を抱えているということが多分大きくあるのかとは予測されているわけです。

そういった層の人たちには多分違うアプローチが必要で、ジェンダー格差とか、もうそういうことを言った時点で多分シャッターが降りてしまうので、違うアプローチの仕方を考えていただいたほうがいいのかなと思うのと、あとSNSでの発信についても、多分抽象的な相談ができますよとか、独りで悩まないでだと、自分のこととしてなかなかつながりにくいということがあると思うので、より具体的に、より端的に発信するとか、そういった発達特性とか知的な問題がある人たちに、どう投げかけたら伝わるのかというのは、専門的な知識を入れながら別のアプローチを考えていただく必要があるのかと、考えていらっしゃるかもしれないのですが、意見を言わせていただきました。

○会長 つながらない方々が多くいるということが本当にこの問題に関連する最大のこれまでの反省点なのですね。だから、こういう法律をつくったり、対応しているわけで、その辺のところは一番難しい課題だと思いますが、どのような方向で実際に運用していくのかということに対して、今どんなふうにお考えがあるのかないのかを含めまして教えていただければと思います。

○事務局 御意見ありがとうございました。まさにその部分で若年女性の検討の部会というのを設けて、そちらの境界線知能の方であったり、発達特性のある人たちのつながり先であったりとか、やはり背景課題に幼少期の虐待というのを経験している方が多いということがありますので、そういった方たちがどうつながるかというところでは、行政は、かなり敷居が高いので、もちろん、御支援につながった場合はいいのですが、つながるときには民間の力が必要だなと検討の中では出ておりました。その中で新たに居場所の創出と連携の中で、民間団体での居場所づくりというところを目指してございます。そちらにつながった後、行政の必要な支援につながる方策というのはまた今後の検討策にはなってくるかと思っております。

ただ、らぶらすについては、らぶらすの世田谷区立男女共同参画センターという位置づけの中で、その機能が果たせるかというところ、そこはまたちょっと役割が違うのかなというところでターゲット層を、らぶらすで目指すところは、ふんわりした居場所に行くのは逆に敷居が高い層というのがあるかと思うのです。お勉強からなら入れる、知識からなら入れる。だけれども、なかなか相談につながっていなかった方たちをターゲットとして今回企画をしました。先生がおっしゃったような、ちょっとそこには敷居が高い、お勉強と

いう切り口ではなく、ちょっと困ったところが話せるし、居場所として相談できる場所というところは、また別に民間事業所に委託ではなくて、設置を補助して実施し、そこで、まだ最初の段階には、どんな方たちが来て、どんな悩みを持っていて、どういった方法ならつなげるかというところを、設置してからおいでになった方たちの状況を見ながら、そこから先の支援ができていくのかと部会の中では検討が続いている状況でございます。

○会長 どうもありがとうございました。今のことで結構ですし、御質問がございましたらお願いいたします。

本当に大変なのですね。今までも相談はいろいろなところを開かれていて、今度の枠組みでは、あらゆる相談の中に女性相談も受けますよという形で、それを明記していただくという形で、それぞれのところにそういう問題、関心を持って、これまでも発達障害とか、そういうことに関連するような問題を扱っている相談窓口が世田谷区にはたくさんあるわけですね。でも、そういうところにも女性相談という視点で見る、そうすると、別な形で支援の在り方とかが見えてくることがあるので、それも含めて、あるいは逆に相談に直接つながったケースであれば、そちらの様々な専門的な知識を持った方々へもつながる、それが連携みたいなことで制度をつくっていらっしゃるのだと思うのですが、おっしゃるように、大変ここが難しいところで、何度話しても、やはりつながりにくい方がいらっしゃるよねということで、どうしたらいいのだろうといつも考えている。どうも御指摘ありがとうございます。

何かいい御意見がございましたら、こうしたらもっとつながるのではないとか、多くの方が行政は敷居が高いと思ったり、関係ないと思われたりして大変個人としては困っていらっしゃる方が多いのですね。困難を抱えた女性という中には、全然つながらないのだけれども、つながっていないのだけれども、話を聞いてみると、それは生きていけないでしょうみたいな問題を抱えた方がまだ結構いらっしゃるというあたりでできた法律でございますので、もっともっとこれから知見を集めて、よりよい方法を見つけていく必要があるのだと思いますけれども、何か御指摘がございましたらお願いします。

ほかのことで結構ですが、御質問、御意見はございますでしょうか。

結構お時間を取っていますので、すみません、そうしましたら先へ移らせていただきます。本日はまだもう少し報告事項がございますので、それでは、報告事項(3)に進めさせていただきます。

報告事項(3)は「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」報告書についてでござい

ます。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 人権・男女共同参画課の担当係長でございます。私から説明させていただきます。

私からは3-1と3-2の資料を使いまして、まずは3-1です。これは2月8日の区民生活常任委員会で使用した資料でございますけれども、こちらの集計結果の速報について御報告させていただきます。

こちらの主旨ですが、現在、世田谷区の男女共同参画プラン後期計画に基づきまして、一人一人の人権が尊重され、自らの意思に基づいた個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、施策の推進に取り組んでいるところでございますけれども、その施策の推進に当たりまして、区民の意識、また女性の置かれている実態、こういったところを総合的に把握しまして、具体的な施策検討、今後のプラン策定、令和9年度からスタートする第三次男女共同参画プラン等の基礎資料とするために、経年比較を原則として行っているものでございます。

こちらの調査概要ですけれども、御覧のとおりとなっております。調査地域は世田谷区全域、調査数は3000人、内訳は日本国籍者2910人、外国国籍者90人、調査方法に関しましては調査用紙郵送による調査（ウェブによる回答も可能）、こちらは前は郵送のみであったところを今回はウェブ回答も含めた併用とした調査としてございます。

3の調査項目でございますけれども、これは米印のところが新規項目で新たに追加させていただいたところでございまして、(1)から(9)、飛んで(11)、こちらは経年で比較している継続の項目でございます。(10)(12)(13)、(10)の男性特有の生きづらさ、(12)コロナウイルス禍を経た環境変化について、(13)区の政策についてというところは新しい項目でございます。

ページをめくっていただきまして回収結果です。こちらの回収結果ですけれども、標本数は3000、こちらに対しまして郵送有効回収数436、加えましてウェブ有効回収数505、合わせまして941件の回収がございました。回収率は31.4%となっております。

続きまして、5の集計結果（速報）ポイントですけれども、こちらは第二次男女共同参画プラン後期計画の数値目標を本調査で取っておりますので、そちらと新規項目についてのポイントを記載しているところでございます。こちらはまた資料3-2で触れさせていただきますので、こちらは以上ということになります。

続きまして、資料3-2を御覧ください。こちらはぎりぎり皆様のメールの送付にな

りまして大変失礼いたしました。こちらの本編につきましては今、校正段階でございます。概要版をもって御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、開けていただきまして目次です。こちらは調査の目的、回収結果、概要、調査結果、そして第1章から第15章までが質問項目でして、今回新しく自由意見をたくさんいただいておりますので、その中から主なところを抜粋して、自由意見ということで最後に載せさせていただきます。

3ページ目ですが、調査の目的・回収結果というところは、先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

4ページ目になります。調査の概要です。これは過年度とほぼ同様の結果となっておりますので、男性39.6%、女性59.4%、男性が4割、女性が6割、これは経年して同じような数字でございます。

Ⅲの調査結果です。こちらから本編の内容となってくるのですが、第1章の家庭生活と家族観から説明させていただきます。

まず、根幹となる部分だと思っておりますが、男女共同参画について、家事の実施状況、こちらは食事の支度、買物といったところの日常的な家事に関して、「いつもしている」のは女性が男性を圧倒的に上回っております。これは経年を比較しても、この状況は変わらないといったところでございます。男性が比較的良好にしている家事はごみ出しで「いつもしている」が6割弱、買物、洗濯で「いつもしている」が約4割となっております。過年度比較で見ますと、「いつもしている」と答えた割合において、全項目で女性が男性を大きく上回っている状況自体に変化はないものの、男性の家事への参加意識は高まっているということが出ております。

次に、家族観・結婚観と男女の役割分担意識でございます。こちらは結婚・出産、子育て、家族、家庭とのかかわり、性別役割分担意識について、具体的に17の考え方を挙げまして、それぞれについての賛否を尋ねています。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の両者を合わせた肯定派、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定派について、各分野の結果を整理しますと、次のような特徴が見られるというところで、次のページに行ってくださいまして、両括弧のところが17の考え方の部分ですが、まず最初に、結婚・出産についての考え方、5ページになりますが、結婚・出産については全項目において肯定派のほうが圧倒的に高い割合となっており、その中でも「結婚する、しないは個人の自由である」が98.4%と最も高くなっております。過年度比較

で見ますと、全項目において肯定派の割合が上昇しております。以下、グラフもお示しさせていただきます。

続きまして、子育てについての考え方についても、例えば、ここの括弧の中の真下のほうに「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」における肯定派の割合は、平成21年度から15年間で64.8%から35.4%へと低下していますとございます。これは、この表の一番上のところになるのですが、肯定派35.4%、否定派64.3%、否定派となっておりますけれども、性別役割分担意識という面で見ると、それは肯定派に属するのかなというところで、こちらも平成21年度から本調査を行っておりまして、その15年間で見ますと、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」という考え方は多数派から少数派になっており、数値も逆転しているといった状況でございます。

続きまして、家庭や家族のかかわり方は、家族・家庭について、全項目において肯定派のほうが高い割合となっております。その中でも「子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない」、この数値も86.8%と最も高くなっております。過年度比較で見ますと、全項目において肯定派の割合が上昇しておりまして、家族や家庭との関わりよりも個人の生活を重視するといった傾向が見えました。

続きまして、6ページ目を御覧ください。性別役割分担意識のところですが、こちらの意識については、全項目において否定派のほうが高い割合となっております、その中でも「家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい」の否定派は93%、『男は仕事、女は家庭』という考え方には共感する」の否定派は87%と肯定派を大きく上回っております。一方、「家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている」については肯定派が41.3%で、否定派が58.6%と意見がやや二分された結果となっております。しかしながら、下のグラフの真ん中のところ、肯定派41.3%、否定派58.6%とございますが、この数値は平成21年度の調査では肯定派が65%でしたので、これも年々数値は均衡している状況になってございます。

続きまして、その下の吹き出しのところですが、こちらは『男は仕事、女は家庭』という考え方には共感する」というところで、こちらは性別で見ますと、『男は仕事、女は家庭』という考え方には共感する」は男女ともにして否定派の割合が高くなっているものの、女性よりも男性のほうが低い値となっております。性・年代別で見ますと、『男は仕事、女は家庭』という考え方に共感する」は、女性では「そう思わない」が全ての年代で6割以上、男性では否定派が30代を除いて8割以上と高い割合となっております。

続きまして7ページ、少子化の原因でございます。少子化の原因について「経済的負担が大きいから」という数値が高く、次いで「将来の社会状況を考えると、明るい未来とはいえないから」というのが36%となっております。下の吹き出しのところですけども、男女差が特に見られる項目としましては、「子育てよりも自分たちの生活を楽しみたいと考える人が増えたから」は全年代で女性よりも男性のほうが高い。「出産・子育てが女性の自立の障害になっているから」は、全年代で男性より女性のほうが高いという割合になってございます。特に「子育てよりも自分たちの生活を楽しみたいと考える人が増えたから」というところでは、男性30代が52.4%と最も高くなっているのに対しまして、女性30代では25.5%と同年代の男女に大きな差が出ています。

次が第2章、8ページになりますが、こちらは労働・職場というところで就労状況をまとめたものです。お時間の関係もあるので、割愛させていただくところもあるのですが、こちらは女性の就労率（何らかの仕事についている割合）は全体で76.2%となっていて、また年齢階級別で見ますと、御覧のとおり、上がったたり下がったりを繰り返すといった状況になっております。下のグラフには、就労状況（性・ライフステージ別）ということでグラフを掲載させていただきます。このライフステージとは何かといいますと、この後もレイアウトの校正はさせていただくのですが、右下にその定義を記載させていただいております。ページ数より下に行ってしまうので、ここはレイアウトを工夫したいと思っております。

続きまして就労理由、9ページを御覧ください。こちらは現在働いている人に理由を聞きますと「生計を維持するため」が69.8%と最も高く、次いで「自分で自由になる収入がほしいため」というのが37.6%、「将来に備えて貯蓄するため」が37.5%の順となっております。こちらの下グラフを見ていただきたいのですが、ちょっと面白いところは、ここの表の5番目の「働くのがあたりまえだと思うから」というところがございますが、下の吹き出しのところにも書いてありますが、この「働くのがあたりまえ」について、過年度調査は男女に大きな差が生じていたのですが、これがだんだん男女ともに均衡していて、意識に差がなくなっているといったデータも出てきました。

10ページ目は女性の長期就労の阻害要因を載せておりまして、第3章、仕事と子育てについては、御覧のとおり、育児休業制度の利用意向、育児休業制度を利用しない理由、育児休業制度の利用促進策等を掲載しております。

11ページの職場に望む子育てと仕事の両立支援のところでは、以下のようにグラフを掲

載させておりまして、御覧のとおりというような状況になっております。

ちょっと飛ばさせていただきまして、第5章、ドメスティック・バイオレンス及び性暴力ですが、こちらは男女プランの数値目標にもなっているところで、それぞれの項目で前回の調査を上回るといった状況になってございます。

足早になって申し訳ないのですが、続きまして17ページ御覧ください。こちらのワーク・ライフ・バランスの現実というところは、こちらも男女プランの基本目標になっておりまして、こちらは『『仕事』を優先している』というのが27.8%と最も高く、次いで『『家庭生活』を優先している』、『『仕事』と『家庭生活』をともに優先している』が23.8%の順となっております。

続きまして、18ページの防災では、特に「避難所運営に女性の視点を活かす」、「避難所設備に女性の意見を反映させる」といったところが女性のほうが男性よりも10ポイント以上高くなっている、ニーズがあるのかといったところでございます。

続きまして、これは新しい設問ですが、第12章、男性特有の生きづらさです。こちらは性別特有の生きづらさを感じた経験の有無というところで、その経験については「ない」が48.5%、「ある」が37%、この内訳については性別的には「ある」の割合が女性では42.5%、男性では29.7%と女性が男性よりも12.8%高い数値となっております。

続きまして、20ページを御覧ください。男性特有の生きづらさの存在というところで、こちらは「家族を養う経済力を求められる」というところですか、「弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしい」という考え方が存在する」ということとか、「家」、いわゆる家督というところをしょっていかなければならない責任感を求められるというところが多い回答結果となっております。

続きまして、21ページの男性特有の生きづらさの現れる場面についてですが、これは「職場において」が43.2%と最も多く、次いで「家庭において」が18.7%、「親族関係において」が7.5%となっております。下の吹き出しのところを見ますと、性・年代別で見ますと、「職場において」が女性20代が52.2%と最も高く、「家庭において」は男性40代が28.6%と最も高く、親族関係においては女性の60代が14.3%と最も高いといった数値になってございました。

続きまして、第13章の性的マイノリティ、22ページのところです。こちらについては、グラフを御覧のとおり、もうほぼ全ての方が知っているといった状態、状況でございました。また、23ページの性のあり方に関する意見についても、御覧のとおり状況になって

ございます。

そして、24ページ、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なことに関しましては、男女ともに「周囲の理解や偏見・差別の解消」が必要だということが高数値が出ておりました。

続きまして、25ページの「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」です。こちらは御覧のとおり結果となっているのですが、こちらでも開始から10年たちまして、認知度も低下しているところではあるのですが、こういった数値が現在は出ているといった状況でございます。

26ページを御覧ください。第14章、コロナウイルス禍を経た環境変化というところで、これも新しい設問です。これは「精神的に不安になることが増えた」という回答が最も多く27.1%、ワーク・ライフ・バランスが実現できたという回答も多かったです。一方で、家族との関係が悪化したという回答が3.1%だったのですが、逆に「仲が良くなった」という回答も12.9%ございまして、新しいいろいろな結果がこの調査で見えたかと考えております。

27ページ、最後になりますが、区の政策については御覧のとおりになっております。自分らしく安心して暮らせていると感じているかというところで、20代が「そう思う」という割合が高く、男性の60代に関しましては、その傾向が低いところではありますが、総じて高数値が出ているのかといった状況でございます。

続きまして、28ページ、ジェンダー主流化の認知度は、「知っている」が15.8%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が26.2%、合わせて4割程度の方が「知っている」「聞いたことはある」という状況が出てございまして、ジェンダー主流化を取り入れる優先度が高いと考える分野については、圧倒的に教育部門が高いといった結果が出ました。

29ページについては、自由意見欄で載せさせていただいておりますので、これは後ほど御覧いただけたらと思います。

本編については、この間、部会の皆様から質問項目に対して、家族形態別であるとか、ライフステージ別であるとか、様々のクロス集計の案をいただいておりますので、そちらは3月中旬以降にはなるかと思いますが、本編で改めてお示しさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。時間がなくなってきましたので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

1つ気がついたのですけれども、5ページの家庭や家族のかかわり方の下の箱に入っているほうで、「家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がいい」、肯定しているのは86.8%になっているのだけれども、次のところでは同じ文章が肯定派6.7になっていて、これはおかしくないですか。

○事務局 すみません、校正段階ですので、誤字、脱字等改めて確認し修正いたします。

○会長 間違いだと思うので、どちらかを消す、恐らく最初のほうの5ページのところは、性別役割分担意識のほうに関わることだから、これは取って後ろに回せばいいですね。完全な間違いだろうと思ったので。

○事務局 はい、また修正させていただきます。失礼いたしました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。聞くとたくさん面白いことがあるのですが、そういうのを議論している暇がないね。質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございました。

本編でもクロス集計をなさるということですが、概要版にもあるとありがたいと思った集計が1つございます。19ページの男性特有の生きづらさというところで、下の吹き出しの中に特徴を書き込ませていて、男性の場合、例えば30代が一番生きづらさを感じた経験が高く43.1%と書いてありますが、なぜ生きづらさを感じたのかの理由が分かるといいかと思います。20ページでは、理由について「家族を養う経済力を求められる」から始まる幾つかの項目があると思うのですが、例えば30代であればどの項目が高かったのかが分かると、概要版におけるページのつながりも見えてよいかと思いました。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。それぞれのステージで、やはり何が男らしさとして求められるかが変わっていますので、どういうことを求められているから、この年代はすごくたくさん増えているのかということが分かると、その辺のリアリティがかなり見えてくるということですね。大変重要な御指摘かと思います。もし対応できたら、お願いいたします。概要版なので大変なのだろうけれども、もう必死になっていますね。

あと、いかがでしょうか。ほかにないですか。

○委員 御説明ありがとうございました。今回、回収結果の中に外国籍というところを取

り出して、前回からもそのように調査されているようなのですけれども、例えばクロス集計や傾向を見るときに、外国籍の方について何か見てみようという御予定はありますでしょうか。

○事務局 外国籍のところは、いかんせん母数も17という数字だったこともあるのですが、一つ傾向として書かせていただいたのが、資料3-1の3ページの一番下のその他のところになるのですが、項目7に「男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて」という項目がございまして、この中で傾向として、女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力を入れればよいかという質問がございまして、その中で女性の就業教育、訓練の機会の充実を選択している外国籍の方の割合が特に高かったのです。これが外国籍の方が50%、日本国籍の方が9.7%といった特質は見えているのですが、特段のクロス集計というところは、今のところまだ考えていないところです。

○委員 ありがとうございます。外国籍と言っても、非常に多様な方がいらっしゃると思いますので、機械的にクロスするものではないとも思いますので、このような傾向を知れてよかったです。ありがとうございます。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 ここには出していませんけれども、サンプル数ではありますけれども、外国籍だけの数値をまとめたものもございまして、部会で出させていただいたもので、それをまた参考に資料送付させていただきます。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、大変お名残惜しいのですが、先へ行かせていただきます。

次に、報告事項(4)に進ませていただきます。世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況等についてでございます。御説明をお願いいたします。

○事務局 私、文化・国際課国際・多文化共生担当係長から、報告事項(4)世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況等について御説明させていただきます。

お配りしているA3の資料、資料4-1、資料4-2を御覧いただければと思います。次第の①と②をまとめて報告させていただきます。

あとは御参考までに机に置かせてもらっているかと思うのですけれども、第二次多文化共生プランの概要版も御参照いただければと思います。

資料４－１ですが、昨年開催しました第３回の多文化共生推進部会にて御報告しました今年度、新たに第二次としてスタートしました多文化共生プランの取組み状況となります。

そして、資料４－２についてですが、こちらは数値が主なのですが、こちらでも部会でお示した資料となります。今年度の第１回の部会において委員の皆様からいただいた御質問に対して、その場でお答えできなかった部分についてをデータとして取りまとめたものでございます。資料については、簡単に紹介までですが、内容として地域別の外国人の人口データ、そして続いているのが地図なのですが、世田谷区内における外国人住民の方の比率を濃淡で表しているものを載せております。

例えば、色の濃いものが比率が多い地域、そして線がカラーで書かれているのですが、これは沿線ということなので、京王線だったり世田谷線だったりといった鉄道のところを記入していきまして、先日の部会では、例えば井の頭線がなかったねという御指摘もありましたけれども、そういったところを入れると、例えばですけども、沿線沿い、北沢のほうとか、あと下側の玉川のほうですと濃い色になっているとか、そういったものが見えてきたということでここに記載しております。

さらっとほかの資料についてもお伝えしますと、その次が在留資格別の外国人人口の推移です。ここで過去の平成28年から資格別について、こういった人数でしたかという御質問がありましたので、左側の上に載せていますし、そこに関連した棒グラフだったり、円グラフを載せております。

１点申し訳ございません。右側の円グラフ、(2)在留資格別外国人内訳（世田谷区・東京都・全国）【図４】と書いていきまして、その一番上が世田谷区の状況ですが、出典の年月日が申し分けないです、ずれておりまして、出典：住民基本台帳（令和７年１月１日）です。なお、下側の東京都と全国については時期がずれるので、令和６年６月１日ということで分布が書かれております。

そして、最後のものは、資料としては世田谷区の将来人口推計ということで載せております。こちらは世田谷区のほうで令和５年７月に将来人口推計ということで、世田谷区の総人口を(1)で、そして外国人人口ということでも(2)で載せております。例えば、世田谷区の総人口で見ますと、令和６年から人口増に転じまして、令和24年、2042年、93万7272人をピークに、そこから減少に転じておりますが、一方の下側の外国人人口の推移では、令和５年以降増加し続けまして、令和24年、2042年には４万6305人と総人口の約５％にな

るといった推計もされております。こういった委員の方からの御提案もあり、集計しましたが、これまで出していなかった例えば地区別だったり、そういったデータですので、大変こちらの事務局としても興味深い結果となりました。また、この内容については、例えば関連する部署で防災関係の町内の災害対策部署、それからごみ出しのところの何か地域のこともあるのかといったものも部会でお話がありましたので、清掃事務所等を管轄する清掃部所、そういったものにも取り急ぎ情報共有をしているところでございます。

それでは、資料４－１について御説明いたします。

こちらでは、第二次プランに基づく事業につきまして、文化・国際課として令和６年度に取り組んだ内容を主に御報告させていただきます。資料の構成としましては、表の左側から基本方針、施策、事業、令和６年度の実績及び今後の取組を記載しております。主な実績を取り上げておりますので、プランに掲載しています全ての事業を記載しているわけではございませんので、御承知おきください。

では、時間も限られておりますので、幾つか事業を抜粋して説明させていただきます。

まず、左側の基本方針で見ますと、基本方針１、誰もが安心して暮らせるまちの実現では、施策を２つ記載しておりますが、施策の２段目、(３)の生活基盤の充実に基づく事業、タブレット端末による通訳サービス等の活用促進を御覧ください。この事業の下側の黒い矢印で以降の説明は、第二次プランにおいて記載している取組内容の説明となります。その右側に令和６年度の実績と今後の取組を記載しております。

タブレット端末ですが、タブレット端末による通訳サービスとして、主にテレビ電話、そして電話といったサービスを取り込んだタブレットがありまして、そのサービスです。区としては令和３年度に導入しまして、区役所の各総合支所・区民窓口、そして外国人相談等の７か所、計７台配備しておりました。そして昨年度、令和５年度に全庁的な通訳サービスの需要調査を行いまして、今年度、令和６年度より導入対象を拡充しました。７か所から新たに１２か所追加しました。例えば追加してございますのは５つの出張所、また、国保年金課、そういった窓口のある部署に追加を配備しました。結果的に配置の合計数としては１９か所でございます。実績で言いますと、令和６年の４月から令和７年１月の１０か月間における実績としては９６７件となります。

このテレビ電話、例えば対応言語数ですけれども、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、それからネパール語など１３言語に加えまして手話通訳も可能となっております。テレ

ビ電話ですので、タブレットをタッチすると、そこからテレビ電話のように、通訳の人としゃべりながら、また窓口の人も介してお話ができるというサービスですけれども、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語といったものは24時間365日対応というサービスになっております。

手話通訳も可能なのですけれども、聞いている実績としては、手話通訳はございません。言語としては、実績はやはり英語が多く、500件以上といった全体の半数以上を占めており、次に中国語が多く約200件の実績がございます。活用している窓口の実績ですと、玉川地域や世田谷地域にある支所、そういった窓口が多くなっております。外国人相談窓口というのが世田谷支所、本庁舎にございますけれども、そこにも配備しているのですけれども、その相談窓口には英語と中国語で対応できる職員がおりますので、支所の窓口ほどの実績は多くありません。

今後の取組みとしましては、導入各課に向けた活用実態調査を行いまして、月々の実績の数値からは見えない窓口での実態、例えば月にどのくらい外国人が来庁していて、どのくらいの方がタブレットを活用しているのか、そういったものを知っていきたくて思いまして、より効果的なサービスができるか、運用について検討してまいります。

続きまして、基本方針2に移りますが、方針2の地域社会における活躍の推進です。施策の(1)多文化共生の地域交流促進に基づく事業、その中でせたがや国際メッセを実施しました。昨年11月30日に成城ホールにて開催しまして、約1000名の方に御来場いただきました。その前の昨年度は、会場は日本大学文理学部の100周年記念館という大きなところでして、アメリカのホストタウンコンサートといったものを同時開催した関係もあり、約2500名の来場者数でした。今年度は会場の大きさの影響もありまして、昨年度と比較すると少ない来場結果となりました。

当日は区内にある大使館、例えばアフリカの大使館のアンゴラ大使館やモザンビーク、ルワンダ大使館など、そういった方々にも出展していただき、そしてせたがや国際交流センターとも連携しています。また、平和資料館だったり、区内で活動する国際交流団体の方々のブース出展、そしてステージもありましたので、例えばダンスのパフォーマンスも行いました。また、体験コーナーなど様々な国の文化に触れられる機会の提供ができたかと思えます。体験コーナーでは、ちなみにですけれども、こちらの委員でいらっしゃる方が活動されているイクリスせたがやにも御協力いただき、多言語の絵本の読み聞かせを行っていただきました。ありがとうございました。引き続き、国際交流センターとも共催

し、より多くの来場者が多様な文化に触れる機会を提供してまいります。

次に、先ほどの(3)です。区政への参画推進として、3つ事業を挙げております。まず、外国人との意見交換会の実施ですが、昨年12月14日、三軒茶屋しゃれなあどホールにて外国人住民の方16名、日本人住民の方14名が参加した意見交換会を行いました。こちらでも委員がコーディネーターとして当日御協力いただきまして、また、別の委員の方にも御参加いただきまして、改めてありがとうございました。

意見交換会は、様々な言語、文化を持つ人々がともに暮らしていくためにということをテーマに、多文化共生について多くの人に伝えるためのリーフレット、その案をつくるワークショップを行いました。こちらのリーフレットの案ですが、ここの資料のうちの基本方針3に基づく取組み、下から3番目の多文化共生啓発リーフレットの作成・配布につながるものとなります。当日の意見交換会では、グループごとに多文化共生のキャッチコピーや、外国人住民の方も住みやすい町にするためにはどうすればいいか等について考えていただきました。それらの意見を反映させたリーフレットを現在、区のほうで作成中でございます。完成しましたら、国際交流センターや区のホームページで周知を図ってまいります。参加された方にとって自分たちの意見が実際に成果物として目に見える形で完成していることにより、区民の方一人一人の区政への参画を感じられるのではないかと思います。今後も事業を継続し、より多くの外国人の方の参加者を目指すとともに、また参加者の声を今後の区の事業に何らか反映できるようなテーマを設定してまいります。

次の外国人アンケート調査の実施につきましては、昨年取りまとめました令和5年度多文化共生プラン取組み状況報告書で結果を記載はしていますが、500名の外国人区民に対して行いました。回収数は54件、10.8%となりました。結果の中では、例えば生活全般の外国人に対する支援が充実していると思いますかという質問に対して、「そう思う」と回答した方は53.7%でした。こちらの質問はプランの数値目標に基づくもので、毎年聞いておりまして、昨年度行ったときは52.5%ということで、1.2%の上昇となりました。そのほかアンケートでの質問としては、外国人に対する誤解や偏見についてや、せたがや国際交流センターの認知度や進めてほしい取組みについて、ホームページでの情報発信についてなどの質問を行いました。区のホームページでも結果を公表しておりますので、よろしければぜひ御覧いただければと思います。

今後の取組ですけれども、まずは回収率が、今、10.8%と申したとおり非常に低い状況にありますので、回収率の向上に向けて、アンケート送付に使う封筒をただの茶封筒では

なく目立つようにするなど、そういった仕様の見直しを検討してまいります。

少し飛ばしますけれども、基本方針3の多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消に移ります。まず、施策(1)多様な文化を受け入れる意識の醸成です。1つ目の多文化共生啓発リーフレットの作成・配布は、先ほど御説明しましたとおり、意見交換会で出た意見を基に作成を進め、区民の多文化共生意識の醸成のため、国際交流センター等で広く周知を行っております。これまで特に世田谷区のほうで、こういったリーフレット、多文化共生啓発といったものがなかったので、せっかくの意見交換会の貴重な機会がございましたので、その意見も踏まえながら、まずは何らか作っていかうという意識でこのところのリーフレットを進めているところです。

その下の日本人住民への意識調査の実施は、再掲ということですので省略させていただきます。最後に、施策の(2)学校教育における多文化共生に関わる教育の推進に基づく海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充です。コロナ禍で一時中断していた海外交流事業が再開しまして、今年度は小中学生ともに姉妹都市交流事業を実施することができました。姉妹都市は3つありまして、その中で主に小中学生が交流をしております。まず、小学生の交流では、オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区への8日間の派遣、そしてオーストラリア・バンバリー市への9日間の発見、そしてバンバリー市からは小学生14名の10日間の受入れといったものも行いました。

中学生交流では、カナダ・ウィニペグ市との交流として、9月に区立中学生14名を派遣しました。そして、先月27日から今月2月8日まで13日間、9月の派遣時にホームステイで受け入れてくれた生徒及び引率が来日をしました。滞在中は各学校への登校や国際交流センターの企画によるテーブル茶道体験、そして地域との交流の関係で言いますと、スポーツ交流のリコーブラックラムズでのラグビー体験、また防災意識ということで池袋の防災館での防災ツアーなど、様々なプログラムを行いました。カナダの生徒たちは各ペアの家庭へ約2週間ホームステイを行い、日本での生活を通じて、さらに日本の文化の体験、そしてもちろん生徒同士の交流も深めることができました。

なお、記載しております今年度の小中学生の交流については、3月、今度の日曜日ですが、報告会を世田谷区民会館のホールで行います。生徒児童は、自身の体験について発表を行います。また、生徒の中では地域の方への交流として児童館、自分の行っているところで何らか報告だったり、自分の感想とかを伝えながら、さらに小学生に伝えたりとかしているとは聞いております。

駆け足ですけれども、以上で報告事項(4)の説明を終わります。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、どうしてもここは聞いておきたいとか御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

そうしましたら、大変忙しくて申し訳ないのですが、もう一つ議題がございますので、報告事項(5)男女共同参画推進事業に関する御意見・課題等にかかる実施状況についてに移らせていただきます。

事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 私から説明させていただきます。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対する御意見・課題等」への実施状況でございます。こちらは新しいところに下線を引かせていただいておりますので、そこについてお示しさせていただきます。

まず、資料5、1、取組み名称、男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充としまして、男女共同参画理解講座、これはらぷらすで行ったものですが、男性学講座を12月13日に実施してございます。また、2回目、2025年の3月15日にも実施しております、内容としましては男性同士のコミュニケーションに見るからかいですとか、いわゆるいじりというのですか、そういったところの弊害について講師を招いて講座をさせていただいたところです。

2の取組み名称につきましては、このとおり学校の出前講座を行っております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、プラン課題3、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援でございますけれども、こちらは「ライフステージに合わせた女性の生き方の仕事を考える講座」ということで、御覧の日程で開催させていただいております。

次のページになりますけれども、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進というところで、国内事業者への働きかけとしまして、例えば先進的な女性の活躍するような取組みを行っている企業ですとか、多様性に配慮した施策を取り入れている事業所を表彰する先進事業者表彰を実施し、2事業所を表彰したところでございます。これのリーフレットも配布しまして、併せましてホームページも配付しているところでございます。

その他のところは、プラン課題12、性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援のところでも、これはいろいろな出前講座を行っているところですが、主に性的マイノリテ

イの理解、多様性理解等に関して出前講座を行っているところでございます。

私からは以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。急いで申し訳ございませんが、これにつきましての御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。御意見がありましたらメール等でも結構でございますので、先に行かせていただきます。

それでは、報告事項(6)に進みます。報告事項(6)は人権・男女共同参画にかかる来年度重点事業ということで、もう既にかなり御説明いただいておりますが、資料6、よろしくをお願いします。

○事務局 私から説明させていただきます。

この資料の4ページ目になります。パートナーシップ10周年記念イベントということで、先ほど意識実態調査においても、パートナーシップの認知度が落ちているといったことを申し上げさせていただきましたけれども、この10周年の節目をいい機会と捉えまして、リレーイベントを開催するというのが主な趣旨でございます。

事業内容としましては、この10周年を機に、リレーイベントとして記念リーフレットの発行ですとか、パネル展示ですとか、レインボープライドの出展ですとか、右のところは6月、7月、10月、11月とあるのですが、このようなイベントを契機として、レインボープライド、また、パートナーシップのにじいろひろばというのをらぶらすで開催しておりますので、そちらでパートナーシップにテーマを合わせたものを行ったり、10月にセクシュアル・マイノリティフォーラムの拡大版を実施したりですとか、11月にLGBTの理解促進リーフレットを新しく発行するですとか、そういった取組をリレーイベント形式で行いまして、パートナーシップ10周年を盛り上げていきたい、そういった事業をする予定でございます。

情報提供でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。これにつきましての御質問、御意見、あるいは本日全体を通じての御質問、御意見でも結構ですが、どなたかございますでしょうか。

ないようでございましたら、これで本日の案件は全て終了いたしました。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

○人権・男女共同参画課長 会長、委員の皆様、様々な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、本日の審議会をもちまして、令和6年度の各部会及び審議会につきましては

全て終了となります。また、令和7年度は、皆様には引き続き委員をお願いしておりますので、新年度になりましてから日程の調整等をさせていただきますが、おおむね6月くらいを審議会、また、その後、部会などを予定しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

皆様、お忙しい中、御出席賜りましてありがとうございました。

それでは、令和6年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後12時閉会